

令和7年3月27日改正

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度 年度計画

令和6年3月26日

国立研究開発法人科学技術振興機構

目 次

(序文)	1
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置	1
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	1
1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	1
1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	2
1. 3. 社会との対話・協働の深化	3
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	4
2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	4
2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	8
2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	9
2. 4. 革新的GX技術創出に向けた研究開発の推進	10
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	10
4. 多様な人材の支援・育成	12
4. 1. 創発的研究の支援	12
4. 2. 多様な人材の育成	13
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	15
5. 1. 情報基盤の強化	15
5. 2. 国際戦略基盤の強化	17
5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化	20
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	21
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22
1. 組織体制及び事業の見直し	22
2. 経費等の合理化・効率化	22
3. ICT活用の推進	22
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1. 予算、収支計画及び資金計画	23
2. 短期借入金の限度額	23
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産 の処分に関する計画	23
4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	24
5. 剰余金の使途	24

IV. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項.....	24
1. 法人の長によるマネジメント強化	24
2. 内部統制の充実・強化	24
2. 1. 内部統制の運用と改善	24
2. 2. リスクへの対応	25
2. 3. ICT利用・統制及び情報セキュリティ.....	25
3. その他行政等のために必要な業務	26
4. 施設及び設備に関する事項	26
5. 人材活用に関する事項	26
6. 中長期目標期間を超える債務負担	27
7. 積立金の使途	27
(別紙)	28
予算、収支計画及び資金計画	28
1. 予算	28
2. 収支計画	37
3. 資金計画	49

※括弧毎の事業が一定の事業等のまとめり。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 8 第 1 項により準用する第 31 条第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）中長期計画（令和 4 年 3 月 25 日文科科学大臣認可）に基づき、機構の令和 6 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構は、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、我が国全体の研究開発成果の最大化に向けた事業運営を行う。

事業の推進に当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化するとともに、災害等の緊急事態や社会の変化に対して機動的に対応する。また、科学技術・イノベーションの創出には、多様な人材の関与が必要であることから、ダイバーシティに配慮し、性別、年齢、国籍を問わず多様なステークホルダーの事業への参画を促す。

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創

1. 1. 研究開発戦略の立案・提言

国内外の科学技術・イノベーションや関連する社会の動向を俯瞰的に把握するとともに、その分析を行い、研究開発戦略を提案する。

[推進方法]

- ・ 俯瞰ワークショップの開催等により、多様なステークホルダーの参画を得ながら、科学技術の主要分野について、分野の全体像、研究開発領域、各国の戦略等を整理し、研究開発の俯瞰報告書の取りまとめに向け活動する。
- ・ 科学技術未来戦略ワークショップの開催等により、多様なステークホルダーの参画を得ながら、研究開発を実施する意義、研究開発課題及びその推進方法等を整理し、戦略プロポーザルの取りまとめに向け活動する。
- ・ 研究開発の俯瞰報告書、戦略プロポーザル等の成果物や知見・情報について、関係府省、大学、企業等のステークホルダー及び機構の経営や研究開発事業への情報提供、提案を行うとともに、必要に応じて協働し、その活用や実現に向け活動する。
- ・ 研究開発の俯瞰報告書、戦略プロポーザル等の成果物や知見・情報について、活用状況を把握し、必要に応じて今後の取組に生かす。
- ・ 外部有識者・専門家による委員会からの評価、助言を踏まえ、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ・ そのほか、世界の論文動向等に基づくエビデンスデータを収集・統合・分析

するとともに、外部専門家による最先端の科学技術に関する知見について、機構全体での研究開発事業における成果の最大化に資する情報の提供を行う。

1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析

2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ・戦略の提案に向けた研究を推進する。また、成長が著しいアジア・太平洋地域との相互理解の促進、科学技術協力の加速に向けた基盤構築のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。

[推進方法]

(社会シナリオ・戦略の提案)

- ・ プログラムオフィサー（以下、「PO」という。）の運営方針の下、継続2課題については年度当初より研究を実施する。研究の推進においては、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、適切にマネジメントする。
- ・ 成果物や知見・情報が機構、関係府省、外部機関等において広く活用されるよう、ホームページ等により積極的に発信する。

(科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析)

- ・ 日本とアジア・太平洋地域の科学技術・イノベーション政策、研究開発動向、パートナーシップ関係や研究者ネットワーク等の科学技術・イノベーション情報について、機構の他事業や外部関係機関との連携等により、多様なステークホルダーの参画を得ながら、関連する経済・社会の潮流を見定め、価値のある情報を収集し、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。
- ・ 新興・重要技術に関連する分野を中心に、アジア・太平洋地域の政策や注目すべき研究者の動向等の科学技術・イノベーション情報を調査・分析し、報告書等により機構内外に広く情報提供することで、幅広い活用を促進する。
- ・ ポータルサイト等を通じて、アジア・太平洋地域の科学技術・イノベーション情報を日本語で発信するとともに、我が国の科学技術政策等の情報を英語・中国語で発信する。また、アクセス解析等から利用者ニーズを踏まえ、利便性向上に向けたサイトの改善やコンテンツの見直し等を図る。
- ・ 変化する国際社会の潮流を捉えたテーマ設定によるアジア・太平洋研究会や関係機関とのイベントを開催し、多様なステークホルダーに交流の機会を提供するとともに、得られた情報・知見等を発信する。
- ・ 外部有識者・専門家による委員会からの評価、助言を踏まえ、必要に応じて事業の運営に反映させる。

1. 3. 社会との対話・協働の深化

科学技術・イノベーションと社会の関係の深化に向けて、多層的な科学技術コミュニケーション活動の推進や、その中で得られた社会的期待や課題を戦略立案、研究開発、社会実装等へつなげる取組を実施するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を含む社会課題の解決や、新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への対応に資する研究開発及びマネジメントを実施する。

[推進方法]

【科学技術・イノベーションと社会の関係深化】

- ・ 日本科学未来館において、地域展開も可能な探究・STEAM教育に資する常設展示の企画・制作を推進する。
- ・ インクルーシブな社会の実現に資するIoTやAI等の最先端技術を活用した取組、科学コミュニケーターによるトークイベントや科学技術リテラシーの向上に資する取組、多様な主体が参画し対話・協働する場の構築や実証実験等、多層的な科学技術コミュニケーション活動を展開する。
- ・ サイエンスポータル等によるタイムリーな科学技術情報の発信や探究・STEAM教育に資する特設サイトの開設・運用及びそのコンテンツの制作等により科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組を行う。
- ・ サイエンスアゴラ等において、科学と社会の関係深化に向け、多様な主体が科学技術に触れ、対話を通じて将来のビジョン・課題を共有し、解決に向けた協働を生み出す場を構築する。
- ・ 産学官民の多様な主体が集うプラットフォームを形成・活用し、社会課題解決等にむけた共創活動を推進する。
- ・ 多層的な科学技術コミュニケーション活動で得られた社会的期待や課題を、戦略立案や研究開発、社会実装等につなげる取組を行う。
- ・ SDGs達成に向け、科学技術・イノベーションを用いて社会課題を解決する地域における優れた取組を公募・選考、表彰するとともに、幅広い活用に向けた展開を行う。

【社会技術研究開発の推進】

- ・ 次年度以降に取り組むべき研究開発領域等を設定するため、政策ニーズも踏まえるとともに、社会問題の俯瞰調査等を実施し、外部有識者・専門家の参画を得て、調査結果等から取り組むべき社会課題を抽出する。研究開発領域等の設定及びPOの選定に当たっては、設定及び選定の理由や経緯等を具体的かつ詳細に公表するとともに、それらの設定及び選定が適切であるかどうかの評価を厳格に行い、透明性を確保する。また、これらの取組や成果について

て、分析・体系化して発信する。

- ・ PO の方針の下、研究開発提案を公募する。PO 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 継続 5 研究開発領域等の 61 課題については年度当初より研究開発を実施し、新規採択課題については年度後半より研究開発を開始する。
- ・ PO の運営方針の下、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、研究計画の機動的な見直しや研究費の柔軟な配分等のマネジメントを行う。
- ・ 外部有識者・専門家の参画により、1 プログラムの中間評価、20 課題の事後評価、23 課題の追跡調査を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。

2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、シームレスに実用化につなげ、企業等への橋渡しを促進する。また、大学・公的研究機関を中核とした産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を促進する。さらに、大学等発ベンチャーの創出・支援、大学を中心としたプラットフォームにおける大学等発ベンチャーの創出及びその基盤となる人材育成等を実施できる環境の形成支援、特許化支援等を行う。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する。

[推進方法]

(産学が連携した研究開発成果の展開)

- ・ 研究成果最適展開支援プログラムについて一部支援メニューの見直しを実施し、公募を行う。
- ・ PO 等の方針の下、研究開発提案を公募する。PO 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 継続 152 課題については年度当初より研究開発を実施し、新規採択課題は採択後速やかに研究開発を開始する。
- ・ 次のステージにつなげるための適切な研究開発マネジメントを行う。その際、

サイトビジット等を通じて研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握するとともに、研究開発計画の機動的な見直しや研究開発費の柔軟な配分等を行う。また、機構内外の技術移転制度等の活用により、研究成果の展開を促進する。

- ・ 専門人材を活用し、基礎研究等の成果や企業ニーズ等の把握、開発フェーズに応じた優良課題の確保等を行う。
- ・ 研究開発の推進においては、マッチングファンド方式等により、研究開発段階に応じた企業負担を促進する。また、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の活用について検討を進める。
- ・ 返済型については、ベンチャー企業等へのタイムリーな開発支援につなげるべく通年で応募相談・選考を行う。
- ・ 研究開発成果の実用化に向けて、企業や大学等に対しホームページ等を活用し成果事例等の周知に向けた広報活動を行う。
- ・ 外部有識者・専門家の参画による 155 課題の事後評価と、179 課題の追跡調査を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

(共創の「場」の形成支援)

- ・ 大学・公的研究機関が中核となり、企業、自治体や市民等の多様なステークホルダーの参画を得て、共通の目標を設定することを支援する。
- ・ 設定された共通目標の達成に向けて、産学官の人材、知、資金が結集する産学官連携のマネジメントシステムの構築及び社会実装を目指した研究開発を推進する。
- ・ 文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。
- ・ P0 の方針の下、産学官の人材、知、資金が結集する最適な体制の構築及び社会実装を目指した研究開発課題を公募する。P0 を中心として外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 継続 38 課題については年度当初より研究開発を実施し、新規課題については採択後速やかに研究開発を開始する。
- ・ P0 を中心として外部有識者・専門家の参画を得て、研究開発マネジメントを行う。その際、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、研究開発計画の機動的な見直しや研究開発費の柔軟な配分等を行う。
- ・ P0 を中心として外部有識者・専門家の参画を得て、4 課題の中間評価、8 課題の事後評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。

(ベンチャー創出・支援)

【大学発新産業創出】

- ・ P0 等の方針の下、社会ニーズや政策課題に対応する新技術の早期社会実装を目指す研究開発課題を公募する。P0 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 継続する課題・プラットフォーム 27 件については年度当初より研究開発・事業化に向けた活動・人材育成等を実施し、新規採択する課題については採択後速やかに研究開発・事業化に向けた活動を開始する。
- ・ 次のステージへのつなぎ込みや持続的な活動の実現に向けた適切なマネジメントを行う。その際、サイトビジットや進捗報告会等を通じて研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握するとともに、研究開発計画の機動的な見直しや研究開発費の柔軟な配分等を行う。
- ・ 採択課題の事業化に向けて、事業プロモーターユニットによるハンズオン支援、社会ニーズ・政策課題をもとに研究開発テーマを設定した関係府省との連携等、各段階に応じた取組を推進する。また、大学による起業支援活動及び支援期間終了後の持続的な活動が実現するための取組を支援する。
- ・ 大学等発ベンチャー創出支援及びその基盤となる人材育成等を実施できる環境の形成に向けて、採択プラットフォームに対し、起業活動支援プログラムの運営やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等を支援することで、プラットフォーム内外の連携促進を図る。また、アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へ拡大する取組を支援する。
- ・ 外部有識者の参画により、8 件の中間評価、20 件の事後評価、設立ベンチャーに対する追跡調査を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

【大学発新産業創出基金事業】

- ・ 事業の的確かつ効果的な推進に向けた助言を得るため、事業を総括するガバニングボード会合を開催する。
- ・ P0 等の方針の下、国際展開を目指す大学等発ベンチャーの創出・事業化等に資する研究開発課題を公募する。P0 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題、採択機関等を決定する。
- ・ 産業界・学界のトップランナーであるメンターによる人材発掘やプロジェクト指導等を行う新規プログラムを検討する。
- ・ 継続する課題・プラットフォーム 138 件については、年度当初より研究開発・事業化に向けた活動・人材育成等を実施し、新規採択する課題・機関等については採択後速やかに研究開発・事業化に向けた活動・体制構築等を開始する。
- ・ 次のステージへのつなぎ込みや持続的な活動の実現に向けた適切なマネジメントを行う。その際、サイトビジットや進捗報告会等を通じて研究開発の進

捗及び研究開発費の使用状況を把握するとともに、研究開発計画の機動的な見直しや研究開発費の柔軟な配分等を行う。

- ・ 採択課題の事業化や海外での事業展開の可能性検証に向けて、専門人材等によるハンズオン支援を推進する。
- ・ 大学等発ベンチャー創出支援を実施可能な環境の形成に向けて、採択機関等や支援先プラットフォームに対し、起業活動支援プログラムの運営等を支援し、機関等及びプラットフォーム内外の連携促進を図る。

【出資型新事業創出支援】

- ・ PO 等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得つつ、各ベンチャー企業の事業計画等に対して適切な評価や助言を実施するとともに、投資委員会において出資可否、出資条件等を審議し、出資先企業を決定する。
- ・ ハイリスクではあるがポテンシャルを秘めた研究開発成果の実用化に向け、出資先企業における取組の進捗状況の把握や、適切な人的・技術的援助を実施する。
- ・ 出資先企業の経営状況を適切に把握し、必要に応じて経営に関する助言、民間ベンチャーキャピタルや金融機関等の紹介、顧客・パートナー候補の紹介、展示会への出展や広報活動の支援等のハンズオン支援を行う。
- ・ 研究開発成果の実用化及びイノベーション創出を促進するため、関係機関との情報交換等、連携協力を推進する。

(知的財産の活用支援)

- ・ 海外での技術移転が期待される大学等の発明について通年で申請を受け付け、先行技術調査及び発明者ヒアリング等を通じて特許の強化を行うとともに、外部有識者・専門家による審査を通じて厳選した上で、その外国特許出願を支援する。また、特許活用の可能性をより高めるため、大学等からの特許出願・活用に係る相談に対応する。
- ・ 機構の研究開発事業と連携し、機構や大学等有する研究開発成果の最適な形での保護・活用を図る。発明発掘活動の強化、マーケティング活動の強化、ベンチャーキャピタル等との連携による JST 保有特許技術を使うベンチャーの起業支援、ベンチャー企業への実施許諾の対価としての新株予約権の活用等、多様な活用方策を積極的に推進する。
- ・ 機構の研究開発事業と連携し、研究成果最大化に向けた知財支援及び事業担当者の知財マネジメント力向上のための研修を行う。
- ・ 新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズと大学等の技術シーズをマッチングさせる機会を提供する。
- ・ 大学等の技術移転人材に対して研修を行い、実践的能力向上を図るとともに、

参加者の交流を通じた人的ネットワークの構築を支援する。また、受講者のニーズを踏まえ、外部有識者・専門家による委員会や先進的なロールモデル等を参考に構築した研修カリキュラムに基づき研修を実施する。

2. 2. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推進する。

[推進方法]

- ・ 「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」(令和2年2月27日総合科学技術・イノベーション会議及び健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、研究開発を推進する。
- ・ 事業を総括するガバナリング委員会等の意見を取り入れながら、研究開発の実施及びそれに付随するELSI/数理科学等の分野横断的支援を含む研究開発推進体制を構築し、その活動を推進する。
- ・ 国に設置された戦略推進会議における議論等を踏まえ、内閣官房、内閣府及び関係省庁と連携し、関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進する。
- ・ QUAD合意に基づく4カ国協力(AI-ENGAGE)に関する国際連携にて、内閣府及び関係省庁と連携し、公募によりプロジェクトリーダーを選定し、国際共同研究の推進を行う。
- ・ ムーンショット目標1、目標2、目標3、目標6における令和2年度採択の19プロジェクト及び令和4年度採択の13プロジェクトについては、年度当初より研究開発を実施するとともに、これら4つの目標において年次評価を実施する。
- ・ ムーンショット目標8、目標9における令和3年度採択の18プロジェクト及び令和5年度採択の3プロジェクトについては年度当初より研究開発を実施するとともに、これら2つの目標については中間評価を実施する。
- ・ ムーンショット目標10について、プログラムディレクター(以下、「PD」という。)の下でプロジェクトマネージャーの公募を行い、新規プロジェクトを採択する。採択された新規プロジェクトは、採択後作り込み期間を経て速やかに研究開発を開始する。
- ・ ムーンショット目標の達成に向けて、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、PDが示す運営方針に沿ってマネジメント計画の見直しや研究

開発費の柔軟な配分を行う。また、内閣府の評価指針に沿った中間評価及び年次評価により、研究開発の継続・拡充・中止などの判断を行うとともに、今後の研究開発の推進や予算配分に反映する。

- ・各ムーンショット目標において、適切な運営の下、必要に応じて新たなプロジェクトマネージャーの公募・採択を行う。

2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」(令和4年6月17日内閣総理大臣決裁)及び、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」(令和4年9月16日内閣官房及び内閣府決定。以下、「運用・評価指針」という。)に基づき、運営体制を構築し、研究開発を推進する。
- ・国が定める研究開発ビジョン(第一次)における10の研究開発構想、研究開発ビジョン(第二次)における13程度の研究開発構想を機構が担当する。各研究開発ビジョン、及び研究開発構想の実現のため、PD及びPOを任命する。
- ・研究開発構想に基づき定めるPD・POの研究開発マネジメント方針に基づき、研究開発課題を公募・採択する。
- ・採択した研究開発課題については、研究開発構想実現のため公募時の提案内容の質をより高めた上で、研究契約等の業務を迅速に行い、研究開発を開始する。
- ・研究開発の推進においては、研究開発構想等に基づきPD・POによる研究開発マネジメントを実施する。
- ・PD・POのマネジメントの下、必要に応じて評価等を行い、研究開発の継続(加速・減速・中止を含む)の判断を行うとともに、今後の研究開発の推進や予算配分に反映する。
- ・機構は、PD・POとともに、研究開発構想毎に設置される協議会等に参加する。さらに、PD・POのマネジメントの下、これら会議での助言・意見交換を踏まえ、研究開発課題の運営等の改善、資金配分の見直し等の対応を行う。また、機構は協議会については、事務的な協力も行う。

2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来の産業成長と 2050 年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的 GX 技術の創出に向けた研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・ 「革新的 GX 技術創出事業 (GteX) 基本方針」および各領域の「革新的 GX 技術創出事業 (GteX) 研究開発方針」（令和 5 年 4 月 12 日文科科学省策定）に基づき、研究開発を推進する。
- ・ 国に設置された革新的 GX 技術開発小委員会における議論等を踏まえ、関係省庁等と連携し、一体的に事業を運営する。
- ・ 継続 15 課題については年度当初から研究開発を実施する。
- ・ 各領域において構築する戦略的なポートフォリオを考慮し、必要に応じて課題の公募・審査を実施する。
- ・ PO 及び外部有識者・専門家のマネジメントの下、サイトビジット等を通じて研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握するとともに、研究開発計画の機動的な見直しや研究開発費の柔軟な配分等を行う。
- ・ 事業全体で成果の最大化を図るため、課題・領域間連携などにも配慮しつつ適切なマネジメントを行う。

3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進

文科科学省が定めた戦略目標等の下、新たな価値創造の源泉となる研究開発を推進する。また、未来社会に向けたハイインパクトな研究開発やカーボンニュートラルの実現に向けて、社会・産業ニーズを踏まえた社会的・経済的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据え、実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発を推進する。

[推進方法]

(新技術シーズ創出研究)

- ・ 研究領域、PO 等の事前調査を行い、適切な時期までに研究領域及び PO 等を選定する。選定の理由や経緯等については、具体的かつ詳細に公表するとともに、それらの選定が適切であるかどうかの評価を厳格に行い、透明性を確保する。

- ・ PO が示す研究領域運営及び研究課題の選考に関する方針の下、研究提案を公募する。PO 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 継続 81 研究領域 1,089 課題については年度当初より研究を実施し、新規課題及び研究総括が自ら研究を実施する新規領域については年度後半を目処に研究を開始する。また、研究領域の特色を活かした運営形態を構築するとともに、新規課題の採択後適切に研究に着手できるよう、説明会等を開催し、研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。
- ・ 研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、PO 等が示す研究領域運営に関する方針に沿って研究計画の機動的な見直しや研究費の柔軟な配分を行う。
- ・ 課題・領域間連携や研究者の多様性の確保、産業や社会実装への展開促進に向けた活動等の研究分野ごとの適切な領域マネジメントを行う。また、PD 会議を通じて、研究者等からの改善要望等も踏まえた制度改善・見直しを行う。
- ・ 顕著な研究成果や、実用化等、社会的インパクトのある成果の創出に向け、知的財産の形成に努めるとともに、機構の技術移転制度等を積極的に活用して成果の展開を促進する。
- ・ 研究開発の推進においては、若手研究者の育成に向けた取組及び国際共同研究の拡大や海外の研究資金配分機関との連携及びその深化に向けた取組を行う。
- ・ 外部有識者・専門家の参画により、9 研究領域及び 66 課題の中間評価、15 研究領域及び 448 課題の事後評価、11 研究領域の追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。

【先端的カーボンニュートラル技術開発】

- ・ 各技術領域における PO 及び外部有識者・専門家等の下、カーボンニュートラルの達成に資する革新的な技術の創出に向けて公募・審査を実施し、採択課題を決定する。新規課題については採択後速やかに研究開発を開始する。
- ・ 継続 28 課題については年度当初より研究を実施する。
- ・ PO 及び外部有識者・専門家等の下で課題・領域間連携などにも配慮しつつ適切な領域マネジメントを行う。

【情報通信科学・イノベーション基盤創出】

- ・ 事業を統括する PD を任命し、外部有識者・専門家による会議体を設置する。また、領域の設定及び PO の選定を行う。
- ・ 各領域における PO 及び外部有識者・専門家等の下、挑戦的な目標として掲げるグランドチャレンジの達成と、それによって社会変革を起こしうる情報通信技術の創出に向けて公募・審査を実施し、採択課題を決定する。新規課題については採択後速やかに研究開発を開始する。

- ・ PO 及び外部有識者・専門家等の下で課題・領域間連携などにも配慮しつつ適切な領域マネジメントを行う。

(未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)

- ・ 継続 71 課題については年度当初より研究を実施する。
- ・ PO によるマネジメントの下、各研究開発課題に設定された実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発マネジメントを行う。その際、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、研究開発計画の機動的な見直しや体制の変更、研究開発費の柔軟な配分等を行う。
- ・ 研究開発の進捗に応じてステージゲート評価を実施し、研究開発の継続、中止、拡充等を決定し、評価結果を速やかに公表する。また、終了課題の事後評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。
- ・ 事業で創出された成果について、社会実装に向けた成果展開や企業等との連携を促進する機会を設ける。

4. 多様な人材の支援・育成

4. 1. 創発的研究の支援

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指す「創発的研究」を推進する。また、挑戦的・融合的な研究を推進する博士後期課程学生に対する生活費相当額程度の処遇確保及び多様なキャリアパス形成に向けた各大学の取組を支援する。

[推進方法]

(創発的研究支援の推進)

- ・ PO 等の方針の下、創発的研究を推進する多様な研究者及び研究提案を公募する。PO 等及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ PO 等の運営方針の下、研究課題の特性や進展状況等に応じた効果的な研究を推進するため、研究計画を精査する。
- ・ 継続 750 課題程度については年度当初より研究を実施し、新規課題については採択後速やかに研究を開始する。
- ・ 研究開発の進捗に応じてステージゲート評価を実施し、研究開発の継続、中止、拡充等を決定し、評価結果を速やかに公表する。
- ・ 創発の場を開催し、事業に参画する研究者の分野の枠を超えた融合や創発を促す。

- ・ 研究者が所属する研究機関において、各研究者が現状よりも研究に専念できる環境の構築状況を確認し、必要な追加環境整備支援を行う。
- ・ 研究者が博士課程学生等をリサーチアシスタントとして雇用するための支援等を行う。
- ・ 外部有識者・専門家による委員会からの事業全体の運営方針に関する審議・意見を取り入れ、必要に応じて事業の運営に反映させる。

(博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の支援(処遇確保の支援含む))

- ・ 新しい事業スキームの下、大学における博士後期課程学生の生活費相当額程度の処遇確保、研究の支援やキャリアパスの構築の取組の状況を確認する。
- ・ 支援プロジェクト間の交流を促進し、知見の共有とともに問題を把握し、改善等の検討を行う。

(国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成)

- ・ 若手研究者への支援について、推進する体制を構築し、選定された P0 等の方針の下、研究者及び研究提案を公募する。P0 等及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。
- ・ 若手研究者への支援について、P0 等の運営方針の下、研究課題の特性や進展状況等に応じた効果的な研究を推進するため、研究計画を精査する。
- ・ 博士後期課程学生への支援について、支援プロジェクトの取組等の状況を確認する。

4. 2. 多様な人材の育成

優れた資質や能力を有する児童生徒等を発掘し、その一層の伸長を支援するとともに、科学技術や理数系分野への興味・関心、学習意欲及び学習内容の理解の向上を図る取組を推進する。また、プログラムマネージャー (PM) 等のマネジメント人材の育成及び活躍促進、多様な研究者からの応募を増加させるための取組や、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を実施する。さらに、公正な研究活動を推進するため、他の公的研究資金配分機関と連携し、研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を実施する。

[推進方法]

(次世代の科学技術・イノベーション人材の重点的育成)

- ・ 文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等 (以下「指定校」という。) の基礎枠及び今年度より導入される文理融合基礎枠 (認定枠含む)、重点枠 230 校程度における先進的な理数系教育の取組に対して、教育委員会等と連携を図りつつ、物品等の調達、謝金・旅費支払い、役務処

理及び非常勤講師の配置等を円滑かつ迅速に支援する。令和5年度より導入された管理機関へのコーディネーター配置に対しては、20機関程度に対し導入趣旨を踏まえ適切に支援する。また、取組の成果や活動の発表及び普及のため、指定校による生徒研究発表会等を開催する。

- ・ 国際科学オリンピック等の国際大会参加者選抜に係る国内大会の企画募集・選定を行い、当該国内大会の開催、選抜した児童生徒への能力伸長のための強化研修及び国際大会への参加に関する活動を支援する。さらに、科学の甲子園及び科学の甲子園ジュニアについては、都道府県代表選考を支援するとともに、連携自治体である茨城県（科学の甲子園）、兵庫県（科学の甲子園ジュニア）と協働して全国大会を開催する。
- ・ グローバルサイエンスキャンパス、ジュニアドクター育成塾を発展的に統合し、令和5年度より開始した次世代科学技術チャレンジプログラムにおいて、継続12件の取組を支援するとともに、新たな取組を公募、支援する。グローバルサイエンスキャンパスにおいて継続6件、ジュニアドクター育成塾において継続15件の取組を支援する。事業の推進においては、外部有識者・専門家による委員会の審議を踏まえて、各取組の選定を行うとともに、9件の中間評価、7件の事後評価を実施し、必要に応じて結果を反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。女子中高生の理系進路選択支援プログラムにおいては、継続10件の取組を支援するとともに、新たな取組を公募、支援する。
- ・ 支援対象機関へのヒアリング等により、各プログラムで得られた効果や課題を把握し、取組の充実や改善等の検討を行う。取組に参加した児童生徒の活躍状況、資質・能力の伸長を把握するためのアンケート調査等の体制整備を検討・実施する。また、プログラムの特性を踏まえた相互連携や、運用ルールの共通化を進め、効果的・効率的に事業を推進する。さらに、取組を通じて蓄積した成果や事例の普及を図るため、プログラム内における情報共有や連携、広報活動を強化する。

(PM等のマネジメント人材の育成・活躍促進)

- ・ プログラムマネージャー（PM）の育成・活躍推進プログラムにおいては、第1ステージに20名程度の研修生の受入を行うとともに、前年度受入研修生のうち、第2ステージの対象者として7名程度を選考する。第1ステージでは、マネジメント人材として活動する上で必要になる知識・スキルを学ぶとともに、メンターによる助言を得ながら自らが構想する研究開発プログラムの計画を立案する実践的な育成プログラムを実施する。第2ステージでは、第1ステージで立案した自らの企画構想を、フィージビリティスタディを通じて高度化させるとともに、その経験等によりマネジメント人材に必要な能力等

を身につける実践的な育成プログラムを実施する。また、マネジメント人材の活躍促進に向けた実践の場を提供する仕組みの構築やネットワーキングの促進、活動事例の横展開を行う。さらに、追跡調査を実施し、研修修了生の活躍状況を把握し効果検証する。

- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）等のマネジメント人材の育成においては、URA 等のマネジメント人材が担う多様な業務に必要とされる知識やスキル等の段階に応じたカリキュラムを準備し研修プログラムを実施する。

（公正な研究活動の推進）

- ・ 研究機関の研究倫理教育担当者等を対象とした研究倫理教育に関するワークショップやシンポジウムの実施を通じて、研究機関の責任ある研究活動を支援する。
- ・ 対話型教育手法の普及促進のための映像教材を開発し、ポータルサイトに公開する。ワークショップにおいても参加者による教育手法の検討の材料として活用する。
- ・ ポータルサイトを運営するとともに、研究倫理教育の高度化にかかるコンテンツを充実させる。

（研究者のダイバーシティの推進）

- ・ 研究者のダイバーシティを推進する観点から、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募を増加させるための取組や、審査の質の担保を前提としつつ、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。

5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

5. 1. 情報基盤の強化

論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な活用と、国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築するとともに、研究者・技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を整備する。また、ライフサイエンスデータベース統合の推進については、利用者ニーズを踏まえた研究開発等を通して、データベース統合を進める。さらに、産学官連携の下、博士課程学生や研究者・技術者等の研究人材の求人・求職情報を収集し、キャリア開発に資する情報の提供を行う。

〔推進方法〕

（科学技術情報の流通・連携・活用の促進）

- ・ 国内外の科学技術関係資料を収集し、掲載されている論文等の文献情報、プレプリント（査読前論文）サーバのメタデータ、国内の研究者・研究課題情

- 報・特許情報等を整備し、データベースへ収録する。また、研究成果（文献、特許）の検索等に有用な科学技術用語辞書と機関名辞書を整備するとともに、機構が収集する科学技術文献について全文電子化を行う。
- ・ 整備した研究活動に係る基本的な情報を中核として、機構内外の科学技術情報の横断的な利用を促進する科学技術総合リンクセンターを運用し、利用者ニーズを踏まえつつ、その活用と普及を図る。また、より効果的・効率的なサービス提供を目指し、次期システムの要件定義や基本設計を行う。
 - ・ 国内学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームである科学技術情報発信・流通総合システムを運用、提供する。また、掲載された論文に関連するエビデンスデータを掲載・公開するデータリポジトリを運用、提供するとともに、利用機関増に合わせた利用規模の拡大を図る。さらに、国内学術雑誌の国際発信力強化のため、学協会に対して、国際水準の学術雑誌が備えるべき要件を充たすための情報提供や助言を行う。加えて、プレプリントを掲載するサーバを運用、提供するとともに、運営体制・セキュリティの強化及び機能拡充を実施する。
 - ・ 研究成果の総合的な発信及び利活用を推進するため、文献や研究データ等のメタデータ及び所在情報を一元的に管理し、コンテンツ間を紐付け、コンテンツへの永続的なアクセスを実現する仕組みを提供するジャパンリンクセンターのシステムを整備、運用する。
 - ・ 科学技術情報発信・流通総合システムへ掲載された論文に関連するエビデンスデータを掲載・公開するデータリポジトリにおいては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）におけるメタデータの共通項目に対応するよう、管理するメタデータの掲載項目拡張を図る。
 - ・ 機構の実施する研究課題及び科学研究費助成事業等の研究課題の情報を、横断的に検索可能なプラットフォームとして提供する。その際、関係機関との連携を図りつつ研究課題データベースの整備を進める。また、公的資金による研究データの利活用の推進のため、研究課題データベースにデータリポジトリを掲載するための開発を行い、データリポジトリの運用を開始する。
 - ・ 国内の大学、公的研究機関等を対象とした研究者及び技術者等の研究課題・成果を含む研究者情報を収集し、研究者情報データベースを整備・提供する。その際、各機関の保有する研究者情報データベースや、論文・特許データベース等の情報源を活用し、データを効率的かつ正確に収集するとともに、既存データについても正確性向上を図る。
 - ・ 科学技術文献情報提供事業については、経営改善計画に基づき、機械処理システムの高度化検証等、その内容を着実に推進する。民間事業者によるサービスの実施に当たっては、民間事業者と引き続き密接に連携し、必要な支援

を行う。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

- ・ 各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果の効果的な共有・活用に向けて、ライフサイエンス分野のデータベース統合の方法、技術、利用者ニーズを調査し、データベース統合の方向性に反映する。
- ・ PO の運営方針の下、継続 11 課題については年度当初より研究開発を実施し、新規採択課題は採択後速やかに研究開発を開始する。
- ・ 開発段階や特性等に応じた効果的な研究開発マネジメントを行う。その際、サイトビジット等を通じて研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握するとともに、研究開発計画の機動的な見直しや、研究開発費の柔軟な配分等を行う。
- ・ 外部有識者・専門家の参画により、6 課題の中間評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。
- ・ データベース統合検索や大規模データ活用の技術等、データベース統合化の基盤となる技術の研究開発についても、外部有識者・専門家の評価・助言を踏まえて実施する。
- ・ データ公開・共有及び活用を推進するインターフェースとして、データベース統合によるポータルサイトを運営・提供する。サイトの拡充・維持管理等においては、研究開発で得られた技術を活用するとともに、利便性の向上を図る。
- ・ 外部環境の変化、これまでの成果や課題等を踏まえ、必要に応じて各取組を見直し、事業の運営に反映する。

(科学技術・イノベーションに関与する人材の支援)

- ・ 外部機関との連携を強化しつつ、博士課程学生や研究者・技術者等の研究人材の求人・求職情報を収集する。また、研究人材等のニーズや外部有識者・専門家の意見を踏まえ、キャリア開発に資する情報等を収集・作成し、これらの情報等を提供するポータルサイトを運用するとともに機能改善及び利用拡大のための広報活動に取り組む。さらに、必要に応じて、関係府省に対して人材政策の立案に資するデータを提供する。
- ・ サービスの利用者にアンケートを実施し、キャリア開発に資する情報の提供がなされているか、研究人材の求人求職活動への貢献があるか等を把握し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

5. 2. 国際戦略基盤の強化

地球規模課題の解決、SDGs 等の国際共通的な課題解決、科学技術水準の向上及

び開発途上国の自立的な研究開発能力の向上に向け、政府開発援助（ODA）と連携して開発途上国との共同研究を実施する。政府間合意に基づく共同研究を推進し、科学技術・イノベーションの実現に向けた研究開発を実施するとともに、諸外国との連携を通じて我が国の科学技術力の強化に資する成果を得る。また、海外からの優秀な科学技術・イノベーション人材の将来の獲得及び国際頭脳循環に資するとともに、我が国の科学技術外交や海外の国・地域との友好関係の強化に貢献するため、科学技術分野における海外との青少年交流を実施する。さらに、外国人研究者が研究活動に専念できるよう、宿舎等の生活環境を提供する。

[推進方法]

(地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究)

【地球規模課題対応国際科学技術協力】

- ・ 地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定する研究分野において、地球規模課題の解決、科学技術水準の向上及び開発途上国の自立的な研究開発能力の向上に資する研究領域を抽出し、適切な時期までに研究領域及びPO等を選定する。
- ・ 研究課題の選定方針の下、研究提案を公募する。外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。その際、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携する。
- ・ 継続4領域56課題については年度当初から研究開発を実施し、新規課題については採択後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行い、年度前半を目処に研究開発を開始する。
- ・ 研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、PO等の運営方針の下、研究計画の機動的な見直しや研究費の柔軟な配分を行う。
- ・ 各課題の特性や進展状況等に応じて、研究開発成果に基づく知的財産の形成、情報発信に努める。
- ・ 外部有識者・専門家の参画により、計25課題の中間評価、事後評価等を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。

【戦略的国際共同研究】

- ・ 省庁間等合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野について、二国間協力、多国間協力、国際共同研究拠点による協力を実施する。
- ・ 国際共同研究協力拠点については、科学技術外交上重要な国・地域において、持続的な研究協力が行われるよう適切に運営する。
- ・ 国際頭脳循環を促進するため、若手研究者による国際的な研究者の人的ネット

トワークの構築を支援するとともに、我が国の研究人材の育成に努める。

- ・ 各プログラムにおいては、適切な時期までに研究領域及び P0 等を選定する。選定の理由や経緯等については、それらの選定が適切であるかどうかの評価を厳格に行う。
- ・ 研究課題の選定方針の下、研究提案を公募する。P0 及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定する。その際、相手方研究資金配分機関と連携する。
- ・ 継続 63 課題については年度当初から研究開発を実施し、新規課題については採択後速やかに研究開発を開始する。また、新規課題の採択後速やかに研究に着手できるよう、研究計画の策定や研究契約の締結等に係る業務を迅速に行う。
- ・ P0 等の運営方針の下、研究計画の機動的な見直しや研究費の柔軟な配分を行う。
- ・ 各課題の特性や進展状況等に応じて、研究開発成果に基づく知的財産の形成、情報発信に努める。
- ・ 外部有識者・専門家の参画により、29 課題の事後評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させるとともに、評価結果を速やかに公表する。

【国際科学技術協力における基盤整備・強化】

- ・ 海外事務所等を拠点として、定常的な現地調査、情報収集・発信及びワークショップ等の実施、国際会議への参加を通じて、海外研究開発動向や主要研究者等の情報把握及び海外関係機関との連携強化を行う。また、収集した海外情報を機構の業務に活用するとともに、対外的な情報発信に努める。
- ・ 国際会合の実施・参加等、積極的なトップ外交を展開し、諸外国との科学技術外交強化に資する活動を行う。

(海外との青少年交流の促進)

- ・ 関係する国・地域の大学や在日公館、科学技術・教育関連の省庁、公的機関等と日本側の受入れ機関となる大学、研究機関、自治体、企業等にプログラムの趣旨を説明し、参画、協力を促す。
- ・ 外部有識者・専門家による選考委員会の審議を踏まえ、一般公募プログラムを公募し、質の高い交流計画を採択、支援する。また、機構自らが受入れ機関として交流計画を企画し、日本への短期間招へいを実施する。
- ・ 日本の大学・研究機関や企業が必要とする人材の獲得につながるよう、本プログラムに参加した青少年に対して、帰国後もメールマガジン等で日本の科学技術に関する情報や留学情報を提供するとともに、自発的・自主的に活動する同窓会の発足・運営等を支援する。

- ・ 科学技術外交上重要な国・地域との関係を強化するためインド及びアフリカ等から戦略的な招へいを行うとともに、頭脳循環を促進する国内外の青少年が参画する相互交流を推進する。
- ・ 交流に参加した青少年の日本の科学技術に対する関心状況を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、日本への再来日を含めた帰国後の進路等の追跡調査を実施する。
- ・ 外部有識者・専門家による委員会からの評価、事業の改善、基本的なあり方に関する審議を踏まえ、必要に応じて事業の運営に反映させる。

(外国人研究者宿舎)

- ・ 外国人研究者宿舎を運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。

5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

[推進方法]

- ・ 関係府省と連携して、先端的な国際共同研究を推進する体制を引き続き整備する。また、相手国の科学技術水準やニーズを踏まえた国際共同研究を推進する体制の整備とともに、国際共同研究や人材交流・育成といった取組を促進するための拠点を形成する。
- ・ 国の方針等に基づき、PD・POの運営方針の下、研究開発課題等を公募する。PO及び外部有識者・専門家が事前評価を行い、採択課題を決定し、採択後速やかに研究開発等を開始する。
- ・ 継続課題については年度当初から研究開発等を実施する。
- ・ 研究の進捗及び研究費の使用状況、研究者の派遣・招聘、研究者の交流状況を把握し、PO等の運営方針の下、研究・交流計画の機動的な見直しや研究費等の柔軟な配分を行う。

6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指す。

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「助成資金運用の基本指針」という。）及び「助成資金運用の基本方針」（令和4年1月19日文部科学大臣認可。）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。なお、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」（令和4年法律第51号）に基づく「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和4年11月15日文部科学大臣決定。以下「国際卓越研究大学法に基づく基本方針」という。）及び「国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針」（令和4年11月15日文部科学大臣認可。以下「助成の実施方針」という。）に基づき、助成業務（国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「機構法」という。）第23条第1項第6号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第2項に規定する業務）の適正な実施を図るとともに、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備する。

注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

[推進方法]

- ・ 文部科学大臣が定める助成資金運用の基本指針及び文部科学大臣の認可を受けた助成資金運用の基本方針に基づき、長期的な観点から、ポートフォリオの構築・移行を計画的に行いつつ、資金運用を実施する。
- ・ 長期的な観点から適切なリスク管理等を行う。機構に設置した投資委員会、運用リスク管理委員会において、必要事項を審議するとともに、運用・監視委員会に適切に報告する。
- ・ 運用目標の達成に必要な専門性等の資質・能力を有する優れた人材を確保・育成する。
- ・ 国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、助成の実施に必要な機能及び体制を整備する。

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織体制及び事業の見直し

研究開発成果の最大化、その他業務の質の向上に向けて、組織体制及び事業の見直しを行うとともに、経営資源の最適配置を行う。そのため、多様な事業を担う中で得られたノウハウを集約・活用することに加え、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等に向けた検討を行う。

2. 経費等の合理化・効率化

効率的な運営体制の確保等に取り組むことにより、経費の合理化・効率化、人件費の適正化、保有資産の見直し、調達合理化及び契約の適正化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的研究費等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

人件費の適正化において、給与水準については、国家公務員及び大学ファンド等に関しては民間資金運用業界等の給与水準も考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

保有資産の見直しについては、機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、その必要性について不断の見直しを行う。必要性がなくなったと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

調達の合理化及び契約の適正化については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、調達等合理化計画の策定及び外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底、その結果の公表等を引き続き行うことにより、契約の公正性、透明性を確保する。

関連公益法人については、機構と当該法人との関係を具体的に明らかにする等、一層の透明性を確保する。

3. ICT活用の推進

機構の業務推進や事務手続きの簡素化・迅速化・効率化を図るとともに、制度利

ユーザーの利便性向上を実現するため、役職員や制度利用者が共通利用するシステムの拡充を行う。ICTの導入やICTを活用した機構内の業務のプロセス見直し・業務効率化を行うプロジェクトについて統制・支援する体制を強化する。

機構のシステム品質向上のため、ICTの継続的な改善計画を着実に実施する。システム構想段階から相談可能な窓口の活用推進や人材育成のための研修を実施し、プロジェクトやシステム規模に応じた体制と責任・役割を明確化するため構築した仕組みの見直しを適切に進める。また、役職員が安全安心にICTを活用できる環境整備に向けて必要なセキュリティ対策の啓発活動を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の拡大を図るための取組を行う。

科学技術文献情報提供事業については、前中長期目標期間中に実施した改革により、時代に即したサービス提供体制・経営体制を構築したところ、民間事業者や外部有識者の知見・助言を活かし、あらゆる手段を講じて収益の最大化を図り、更なるサービス向上と、前経営改善計画を上回る数値目標を設定した経営改善計画に基づき、繰越欠損金の縮減を計画的に行うとともに、安定した黒字経営を目指す。

運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ、予算を計画的に執行するものとする。

1. 予算、収支計画及び資金計画

別紙参照。

2. 短期借入金の限度額

機構法第23条における業務（機構法第23条第1項第5号、第6号及びそれらに附帯する業務を除く）の短期借入金の限度額は251億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

機構法第23条第1項第5号、第6号及びそれらに附帯する業務においては、短期借入金の限度額は3,000億円とする。短期借入が想定される事態としては、予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応する場合等である。

3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

令和元年5月に閉館した情報資料館筑波資料センターについては、独立行政法人通則法第46条の2及び第46条の3の規定に基づき、中長期目標期間中に財産処分

の手続き等を適切に行う。

産学共同実用化開発事業において、開発委託金回収債権の回収によって生じた収入の額及び委託開発実施計画の変更等により不要となった研究開発費の未払額については、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付する。

出資型新事業創出支援プログラムにおいて、取得した株式等の譲渡又は売却により生じた出資回収金のうち、出資元本相当額については、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付する。

また、その他の保有資産についても不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては、適宜廃止等を行う。

4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

5. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生した場合の使途は、機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実等に充てる。ただし、上記によらず下記の剰余金は特定の使途に充てることとする。

- ・出資事業から生じた剰余金については同事業に充てる。
- ・助成資金運用により生じた剰余金については、国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、助成業務に充てるとともに、助成勘定における将来の費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補てんに充てるために確保するものとする。

IV. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

1. 法人の長によるマネジメント強化

科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより我が国の科学技術・イノベーション政策の実現に貢献する。また、持続可能性と強靱性を備えた研究開発推進のために理事長のトップマネジメントの下、法人としての成果最大化に向け柔軟性をもって事業を推進する。

2. 内部統制の充実・強化

2. 1. 内部統制の運用と改善

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立に向けて、理事長のリーダーシップの下、中長期目標に基づき法令等を遵守しつつ、適正なリスク管理を踏まえた内部統制環境を整備・運用し、改善を継続して行う。内部統制における必要な補強を不断に行い、モニタリングを実施する。また、法

人評価等を通じて業務の適正化を図ることにより、内部統制の充実・強化を図る。管理部門を中心とした内部統制課題の抽出及び対応状況を内部統制推進計画として更新し、必要な取組を行うとともに管理部門に共有する。さらに、当該活動により得られた知見等を活用し、機構内の内部統制活動を推進する。

2. 2. リスクへの対応

機構のミッション遂行の障害となる要因等をリスクとして把握しつつ、適切な対応を行い、機構全体の内部統制の改善を図る。事業部門（第1線）の業務運営におけるリスクを管理部門（第2線）がモニタリング及び必要な支援を行い、独立した内部監査部門（第3線）がこれらを監査することにより、三線防衛によるリスク管理を確立・運用する。その際、リスク管理委員会等を開催し、リスクの評価・対応等の取組や、コンプライアンス向上の取組を推進する。

また、監事監査を受けることにより機構全体の内部統制の運用及び適正性を確保するとともに、監事の補佐体制を引き続き整備・運用する。内部監査や監事監査等のモニタリング機能を通じて内部統制の整備・運用状況を点検し、事業運営に適切に反映させる。

研究開発事業の実施においては、課題採択時の審査等における公正性の確保や利益相反マネジメントに取り組むとともに、研究委託先等での研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を防止する観点から、委託先の研究者に対して事前の研修受講を義務化する等の取組を行う。研究活動の不正行為及び研究費の不正使用事案の発生時には、適切に対応する。

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等の政府方針を踏まえ、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスを推進するにあたり、研究セキュリティや研究インテグリティに係る組織的課題に適切に対応するため、理事長のリーダーシップの下、組織体制を整備するとともに、政府・関係機関と連携し、安全保障輸出管理や情報セキュリティ等の各種取組を強化・推進する。

2. 3. ICT利用・統制及び情報セキュリティ

役職員が共通利用するシステム等を適切に運用・拡充し、機構内の情報の伝達・共有化を促進する。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者（CISO）によるガバナンスを強化し、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直す。

テレワーク環境における業務推進を踏まえた情報セキュリティ対策を講じ、

情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、継続的改善を図る。また、職員の情報セキュリティ意識の向上に取り組むとともに、情報セキュリティに関する自己点検や職員向けの対話型のオンライン研修等を実施し、高度サイバー攻撃への対応・対策を強化する。

インシデント即応チーム（CSIRT）の緊急時及び平時の活動を維持し、適時適切な対応がとれるよう、リモートでの訓練を実施する等、体制を整える。また、不断のリスクマネジメントを行うとともに、機構内の情報資産を可視化した台帳に基づき、機構が保有するシステムの最適化及び品質向上に向けた継続的な改善を行う。

独立した内部監査部門による情報セキュリティ監査、情報化監査を実施する。

また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則し、適切な対応を行う。

3. その他行政等のために必要な業務

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

4. 施設及び設備に関する事項

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

5. 人材活用に関する事項

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映するとともに、評価結果を踏まえた人材開発を行う。

職員の資質・能力の向上を目的として、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を実施する。また、採用時研修、階層別研修等の年間研修計画を策定し、計画に基づき、職員に業務上必要な知識及び技術の取得並びに自己啓発・能力開発のための研修等を提供する。

科学技術・イノベーション人材に関しては、研究開発事業の強化に資する研修を通して、更なる育成・活躍に取り組む。また、理事長のリーダーシップのもと、研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務の実現を図るため、科学技術・イノベーションを生み出す研究開発マネジメント人材の確保・育成に取り組む。

人材ひとりひとりが活躍し、総合力を発揮できる組織・環境を構築するため、業

務環境及び人事制度の改善やダイバーシティ推進に取り組む。

6. 中長期目標期間を超える債務負担

中長期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

7. 積立金の使途

前中長期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、機構法に定める業務の財源に充てる。なお、同法第32条第3項に基づき文部科学大臣の承認を受けた金額については、国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、同法第23条第1項第6号に掲げる業務及び特別助成業務の財源に充てるとともに、助成勘定における将来の費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補てんに充てるために確保するものとする。

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和6年4月～令和7年3月 予算

(総計)

単位：百万円

区別	金額
収入	
運営費交付金	103,800
施設整備費補助金	1,759
設備整備費補助金	751
革新的研究開発推進基金補助金	2,470
創発的研究推進基金補助金	57
科学技術振興機構債券	20,000
寄託金	100
自己収入	179,377
受託等収入	461
計	308,775
支出	
一般管理費	2,754
物件費	2,437
公租公課	317
業務経費	314,464
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	2,630
人件費	14,887
施設整備費	1,759
設備整備費	751
受託等経費	461
計	337,706

[注釈1] 施設整備費補助金は、令和6年度補正予算により「防災・減災及び国土強靱化の推進」として措置された、日本科学未来館の施設、東京本部の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算が含まれる。

[注釈2] 設備整備費補助金は、令和6年度補正予算により「科学技術の振興及びイノベーションの促進等」として措置された、日本科学未来館の科学コミュニケーション機能強化及び情報流通サービス基盤整備に係る予算である。

[注釈 3] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変革 に資する 研究開発 戦略の立 案と社会 との共創	社会変革 に資する 研究開発 による新 たな価値 創造の推 進	新たな価 値創造の 源泉とな る研究開 発の推進	多様な人 材の支 援・育成	科 学 技 術・イノ ベーショ ン基盤の 強化	法人共通	合計
収入							
運営費交付金	5,946	25,018	54,907	4,447	10,287	3,195	103,800
施設整備費補助金	1,098	0	0	0	89	572	1,759
設備整備費補助金	333	0	0	0	418	0	751
自己収入	357	213	0	0	79	489	1,139
受託等収入	0	120	0	268	73	0	461
計	7,735	25,351	54,907	4,715	10,946	4,256	107,909
支出							
一般管理費	0	0	0	0	0	1,038	1,038
物件費	0	0	0	0	0	731	731
公租公課	0	0	0	0	0	307	307
業務経費	4,794	20,008	52,089	3,903	9,106	0	89,901
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	0	2,630	0	0	0	0	2,630
人件費	1,510	2,592	2,817	544	1,260	2,646	11,369
施設整備費	1,098	0	0	0	89	572	1,759
設備整備費	333	0	0	0	418	0	751
受託等経費	0	120	0	268	73	0	461
計	7,735	25,351	54,907	4,715	10,946	4,256	107,909

[注釈1] 施設整備費補助金は、令和6年度補正予算により「防災・減災及び国土強靱化の推進」として措置された、日本科学未来館の施設、東京本部の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算が含まれる。

[注釈2] 設備整備費補助金は、令和6年度補正予算により「科学技術の振興及びイノベーションの促進等」として措置された、日本科学未来館の科学コミュニケーション機能強化及び情報流通サービス基盤整備に係る予算である。

[注釈 3] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	587
計	587
支出	
一般管理費	23
物件費	19
公租公課	4
業務経費	217
人件費	65
計	305

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
革新的研究開発推進基金補助金	2,470
自己収入	124
計	2,594
支出	
一般管理費	344
物件費	338
公租公課	6
業務経費	36,652
人件費	756
計	37,751

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
創発的研究推進基金補助金	57
自己収入	1,128
計	1,185
支出	
一般管理費	483
物件費	483
公租公課	0
業務経費	39,153
人件費	606
計	40,241

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	182
計	182
支出	
一般管理費	206
物件費	206
公租公課	0
業務経費	10,074
人件費	332
計	10,612

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	41
計	41
支出	
一般管理費	104
物件費	104
公租公課	0
業務経費	10,769
人件費	194
計	11,068

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	138
計	138
支出	
一般管理費	196
物件費	196
公租公課	0
業務経費	6,055
人件費	374
計	6,625

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	18
計	18
支出	
一般管理費	76
物件費	76
公租公課	0
業務経費	11,952
人件費	105
計	12,133

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
寄託金	100
自己収入	0
計	100
支出	
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	100
人件費	0
計	100

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
科学技術振興機構債券	20,000
自己収入	176,019
計	196,019
支出	
一般管理費	283
物件費	283
公租公課	0
業務経費	109,591
人件費	1,087
計	110,962

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

令和6年4月～令和7年3月 収支計画

(総計)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	295,624
經常費用	283,734
一般管理費	2,713
物件費	2,396
公租公課	317
業務経費	259,514
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	2,414
人件費	14,964
施設整備費	528
受託等経費	461
減価償却費	3,140
財務費用	11,694
臨時損失	196
収益の部	464,737
運営費交付金収益	100,348
施設費収益	528
補助金等収益	115,788
資金運用収益	204,495
業務収入	911
その他の収益	38,956
受託等収入	461
資産見返運営費交付金戻入	2,135
資産見返補助金等戻入	919
資産見返寄付金戻入	0
臨時利益	196
純利益又は純損失(△)	169,113
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失(△)	169,113

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変革 に資する 研究開発 戦略の立案と社会 との共創	社会変革 に資する 研究開発 による新 たな価値 創造の推 進	新たな価 値創造の 源泉とな る研究開 発の推進	多様な人 材の支 援・育成	科 学 技 術・イノ ベーショ ン基盤の 強化	法人共通	合計
費用の部	7,039	25,021	54,788	4,753	10,752	3,944	106,297
經常費用	7,039	24,995	54,685	4,696	10,743	3,944	106,101
一般管理費	0	0	0	0	0	997	997
物件費	0	0	0	0	0	690	690
公租公課	0	0	0	0	0	307	307
業務経費	4,730	19,138	51,220	3,802	9,086	0	87,976
戦略的イノベーション創造プログラム業務経費	0	2,414	0	0	0	0	2,414
人件費	1,510	2,593	2,818	544	1,261	2,648	11,376
施設整備費	329	0	0	0	27	172	528
受託等経費	0	120	0	268	73	0	461
減価償却費	468	730	647	81	297	126	2,349
財務費用	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	26	103	57	10	0	196
収益の部	7,039	25,021	54,788	4,753	10,752	3,944	106,297
運営費交付金収益	5,611	23,913	53,729	4,266	10,006	2,823	100,348
施設費収益	329	0	0	0	27	172	528
補助金等収益	100	0	0	0	125	0	225
業務収入	357	0	0	0	79	0	437
その他の収益	183	232	310	81	135	823	1,764
受託等収入	0	120	0	268	73	0	461
資産見返運営費交付金戻入	278	729	629	81	290	126	2,135
資産見返補助金等戻入	179	0	18	0	6	0	204
資産見返寄付金戻入	0	0	0	0	0	0	0

臨時利益	0	26	103	57	10	0	196
純利益又は純損失 (△)	0	0	0	0	0	△0	△0
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0
総利益又は総損失 (△)	0	0	0	0	0	△0	△0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	362
經常費用	362
一般管理費	23
物件費	19
公租公課	4
業務経費	199
人件費	65
減価償却費	75
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	590
業務収入	475
その他の収益	116
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	228
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	228

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	37,662
經常費用	37,662
一般管理費	344
物件費	338
公租公課	6
業務経費	35,976
人件費	762
減価償却費	580
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	37,662
補助金等収益	36,937
その他の収益	145
資産見返補助金等戻入	580
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	40,247
經常費用	40,247
一般管理費	483
物件費	483
公租公課	0
業務経費	39,148
人件費	615
減価償却費	1
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	40,247
補助金等収益	39,092
その他の収益	1,155
資産見返補助金等戻入	1
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	10,458
經常費用	10,458
一般管理費	206
物件費	206
公租公課	0
業務経費	9,876
人件費	341
減価償却費	35
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	10,458
補助金等収益	10,244
その他の収益	179
資産見返補助金等戻入	35
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	11,063
經常費用	11,063
一般管理費	104
物件費	104
公租公課	0
業務経費	10,769
人件費	190
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	11,063
補助金等収益	11,025
その他の収益	38
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	6,551
經常費用	6,551
一般管理費	196
物件費	196
公租公課	0
業務経費	5,943
人件費	384
減価償却費	28
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	6,551
補助金等収益	6,385
その他の収益	138
資産見返補助金等戻入	28
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	11,970
經常費用	11,970
一般管理費	76
物件費	76
公租公課	0
業務経費	11,715
人件費	107
減価償却費	72
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	11,970
補助金等収益	11,880
その他の収益	18
資産見返補助金等戻入	72
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	0
經常費用	0
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	0
人件費	0
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	0
資金運用収益	0
その他の収益	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
機構法第 32 条第 2 項積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	71,013
経常費用	59,319
一般管理費	283
物件費	283
公租公課	0
業務経費	57,911
人件費	1,125
減価償却費	0
財務費用	11,694
臨時損失	0
収益の部	239,898
資金運用収益	204,495
その他の収益	35,403
臨時利益	0
純利益又は純損失（△）	168,885
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失（△）	168,885

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

令和6年4月～令和7年3月 資金計画

(総計)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	1,230,866
業務活動による支出	288,683
投資活動による支出	741,478
財務活動による支出	20,011
翌年度への繰越金	180,694
資金収入	1,230,866
業務活動による収入	111,109
運営費交付金による収入	103,800
設備整備費補助金による収入	751
革新的研究開発推進基金補助金による収入	2,470
創発的研究推進基金補助金による収入	57
業務収入	1,237
運用寄託金収入	100
利息・配当金の受取額	0
その他の収入	2,233
受託等収入	461
投資活動による収入	749,459
施設整備費による収入	1,759
定期預金解約等による収入	747,700
金銭の信託の減少による収入	176,019
財務活動による収入	20,000
前年度よりの繰越金	174,278

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変革 に資する 研究開発 戦略の立 案と社会 との共創	社会変革 に資する 研究開発 による新 たな価値 創造の推 進	新たな価 値創造の 源泉とな る研究開 発の推進	多様な人 材の支 援・育成	科 学 技 術・イノ ベーショ ン基盤の 強化	法人共通	合計
資金支出	7,866	48,758	56,297	4,825	11,203	4,789	133,737
業務活動による 支出	6,583	24,932	53,880	4,617	10,474	3,776	104,263
投資活動による 支出	1,155	4,075	1,076	108	501	442	7,357
財務活動による 支出	11	0	0	0	0	0	11
翌年度への繰越 金	118	19,751	1,341	99	228	570	22,107
資金収入	7,866	48,758	56,297	4,825	11,203	4,789	133,737
業務活動による 収入	6,637	25,351	54,907	4,715	10,857	3,684	106,150
運営費交付金 による収入	5,946	25,018	54,907	4,447	10,287	3,195	103,800
設備整備費補 助金による収 入	333	0	0	0	418	0	751
業務収入	357	213	0	0	79	0	650
その他の収入	0	0	0	0	0	489	489
受託等収入	0	120	0	268	73	0	461
投資活動による 収入	1,098	3,000	0	0	89	572	4,759
施設整備費に よる収入	1,098	0	0	0	89	572	1,759
定期預金解約 等による収入	0	3,000	0	0	0	0	3,000
財務活動による 収入	0	0	0	0	0	0	0

前年度よりの繰 越金	131	20,407	1,390	110	257	533	22,827
---------------	-----	--------	-------	-----	-----	-----	--------

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	2,540
業務活動による支出	271
投資活動による支出	1,508
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	761
資金収入	2,540
業務活動による収入	700
業務収入	587
その他の収入	113
投資活動による収入	0
定期預金解約等による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,840

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	190,813
業務活動による支出	37,036
投資活動による支出	111,931
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	41,846
資金収入	190,813
業務活動による収入	2,594
革新的研究開発推進基金補助金による収入	2,470
その他の収入	124
投資活動による収入	143,000
定期預金解約等による収入	143,000
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	45,218

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	191,838
業務活動による支出	40,103
投資活動による支出	118,894
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	32,841
資金収入	191,838
業務活動による収入	1,185
創発的研究推進基金補助金による収入	57
その他の収入	1,128
投資活動による収入	144,700
定期預金解約等による収入	144,700
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	45,952

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	249,364
業務活動による支出	10,114
投資活動による支出	207,460
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	31,790
資金収入	249,364
業務活動による収入	182
その他の収入	182
投資活動による収入	237,600
定期預金解約等による収入	237,600
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	11,582

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	98,070
業務活動による支出	10,889
投資活動による支出	66,151
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	21,030
資金収入	98,070
業務活動による収入	41
その他の収入	41
投資活動による収入	80,400
定期預金解約等による収入	80,400
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	17,628

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	122,064
業務活動による支出	6,213
投資活動による支出	104,422
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	11,430
資金収入	122,064
業務活動による収入	138
その他の収入	138
投資活動による収入	108,000
定期預金解約等による収入	108,000
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	13,926

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	45,244
業務活動による支出	11,528
投資活動による支出	20,517
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	13,198
資金収入	45,244
業務活動による収入	18
その他の収入	18
投資活動による収入	31,000
定期預金解約等による収入	31,000
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	14,225

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	100
業務活動による支出	0
投資活動による支出	100
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	100
業務活動による収入	100
運用寄託金収入	100
利息・配当金の受取額	0
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	197,097
業務活動による支出	68,267
投資活動による支出	103,138
財務活動による支出	20,000
翌年度への繰越金	5,692
資金収入	197,097
業務活動による収入	0
利息・配当金の受取額	0
その他の収入	0
投資活動による収入	176,019
金銭の信託の減少による収入	176,019
財務活動による収入	20,000
前年度よりの繰越金	1,077

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。